

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

令和2年2月18日（火）

（案件名）

- ・ 令和元年度地方債同意等予定額の通知等について（決裁案件）  
（根拠法令は別紙）

自治財政局 地方債課  
南里補佐 （内 23394）

## 【根拠法令】

## ○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

## 第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

## 第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## ○地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）

（地方債の協議の相手方等）

## 第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

## 第21条

法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## 令和元年度地方債同意等予定額（2次協議分）について

### 1. 同意等予定額の総額

- ・ 1次分：7月に同意等予定額を通知。9月に同意通知。
- ・ 2次分：2月に同意等予定額を通知。3月に同意通知。
- ・ 最終協議分：3月下旬に同意通知。

(単位：億円)

区分	既通知等額 (1次協議分+届出)	今回通知額	合計 ①	地方債 計画額 ②
通常収支分	118,108	18,231	136,340	120,346
東日本大震災分	73	7	80	28
総額	118,182	18,238	136,420	120,374

※既通知額等の内訳

1次分：89,904億円(通常収支分89,830億円、東日本大震災分73億円)

届出：28,278億円(通常収支分28,278億円)

### ○ 今回、同意等予定額を通知する主な事業債

行政改革推進(2,906億円)、減収補填(特例分)(2,365億円)、災害復旧事業(2,382億円)、公共事業等(1,186億円)、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(1,038億円)

### 2. 同意等予定額の通知日(予定)

2月26日(水)

○ 今後のスケジュール（予定）

地方財政審議会	2月18日（火）
財務省正式協議	2月20日（木）
財務省協議回答	2月25日（火）
同意等予定額通知	2月26日（水）
同意等予定額協議期限（市町村、特別区）	2月28日（金）目途
協議書等提出期限（都道府県、指定都市等）	3月6日（金）目途
同意予定日（市町村、特別区）	3月6日（金）目途
同意等予定日（都道府県、指定都市等）	3月16日（月）目途

○ 地方債同意等予定額について(令和元年度第2次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既通知額 C	今回通知額			合計 G=B+C+F	割合 G/A	(参考) H30年度2次協 議時点の合計額
				第2次分 D	予備費分 E	合計 F=D+E			
<b>一般会計債</b>	<b>60,268</b>	<b>25,681</b>	<b>36,588</b>	<b>13,696</b>	<b>290</b>	<b>13,985</b>	<b>76,255</b>	<b>126.5%</b>	<b>70,658</b>
公共事業等	16,632	7,850	9,398	1,185	1	1,186	18,434	110.8%	18,188
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	6,084	1,080	2,360	1,038		1,038	4,478	73.6%	—
公営住宅建設事業	1,140	1,150	760	212		212	2,122	186.1%	2,094
災害復旧事業	1,238	51	858	2,093	289	2,382	3,290	265.8%	3,098
教育・福祉施設等整備事業	3,402	2,115	3,635	1,222		1,222	6,973	205.0%	9,605
学校教育施設等	1,256	1,106	1,770	839		839	3,715	295.8%	6,196
社会福祉施設	383	263	262	76		76	602	157.2%	685
一般廃棄物処理	656	251	1,058	141		141	1,450	221.0%	1,687
一般補助施設等	567	305	352	132		132	789	139.2%	617
施設(一般財源化分)	540	190	193	33		33	417	77.2%	419
一般単独事業	25,417	12,956	14,660	4,050	0	4,050	31,666	124.6%	29,101
一般	2,115	5,770	3,001	484	0	484	9,255	437.6%	8,656
地域活性化	690	345	519	135		135	1,000	144.9%	958
防災対策	871	327	500	119		119	945	108.5%	1,281
地方道路等	3,221	3,441	1,533	453		453	5,428	168.5%	5,462
旧合併特例	6,200	1,043	4,380	1,019		1,019	6,442	103.9%	7,347
緊急防災・減災	5,000	786	2,725	406		406	3,917	78.3%	3,130
公共施設等適正管理	4,320	910	1,663	813		813	3,387	78.4%	2,268
緊急自然災害防止対策	3,000	334	338	620		620	1,293	43.1%	—
辺地及び過疎対策事業	5,210	4	4,812	585		585	5,401	103.7%	5,297
辺地対策	510		474	56		56	530	104.0%	519
過疎対策	4,700	4	4,338	529		529	4,870	103.6%	4,779
公共用地先行取得等事業	345	475	105	50		50	629	182.4%	570
行政改革推進	700			2,906		2,906	2,906	—	2,585
調整	100			356		356	356	—	120
<b>公営企業債</b>	<b>26,710</b>	<b>2,597</b>	<b>20,674</b>	<b>687</b>		<b>687</b>	<b>23,958</b>	<b>89.7%</b>	<b>23,888</b>
水道事業	5,946	354	4,657	94		94	5,106	85.9%	5,209
工業用水道事業	307	5	252	1		1	259	84.3%	232
交通事業	1,420	188	1,105	28		28	1,322	93.1%	1,185
電気事業・ガス事業	262		249	0		0	249	95.0%	207
港湾整備事業	569	109	490	34		34	633	111.2%	540
病院事業・介護サービス事業	4,005	541	3,076	142		142	3,759	93.9%	3,680
市場事業・と畜場事業	362	44	141	73		73	259	71.5%	278
地域開発事業	912	198	510	36		36	744	81.6%	803
下水道事業	12,773	1,143	10,082	257		257	11,481	89.9%	11,571
観光その他事業	154	14	111	15		15	140	90.6%	178
(公営企業退職手当債)				7		7	7	—	5
臨時財政対策債	32,568		32,568				32,568	100.0%	39,865
退職手当債	800			699		699	699	—	947
<b>合計</b>	<b>120,346</b>	<b>28,278</b>	<b>89,830</b>	<b>15,082</b>	<b>290</b>	<b>15,371</b>	<b>133,480</b>	<b>110.9%</b>	<b>135,359</b>
減収補填債(5条分)				495		495	495	—	337
減収補填債(特例分)				2,365		2,365	2,365	—	932
<b>総計</b>	<b>120,346</b>	<b>28,278</b>	<b>89,830</b>	<b>17,942</b>	<b>290</b>	<b>18,231</b>	<b>136,340</b>	<b>113.3%</b>	<b>136,627</b>

(注) 通知額には、不用額及び平成30年度計画に計上した繰越額を含む。

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

## 2 東日本大震災分

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既通知額 C	今回通知額			合計 G=B+C+F	割合 G/A	(参考) H30年度2次協 議時点の合計額
				第2次分 D	予備費分 E	合計 F=D+E			
一般会計債	22		13	1		1	14	62.5%	41
公営住宅建設事業	9		9				9	98.7%	31
災害復旧事業	10		3	1		1	4	36.0%	9
一般単独事業	3		1				1	42.3%	1
公営企業債	6		4	1		1	5	80.7%	12
水道事業			1				1	—	0
市場事業・と畜場事業								—	0
下水道事業	6		3	1		1	4	62.3%	11
被災施設借換債								—	0
一般補助施設等※※			56	5		5	61	—	69
総計	28		73	7		7	80	286.0%	121

(注) 通知額には、不用額及び平成30年度計画に計上した繰越額を含む。

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

## 3 合 計

	地方債計画額 A	既届出分 (1月分まで) B	既通知額 C	今回通知額			合計 G=B+C+F	割合 G/A	(参考) H30年度2次協 議時点の合計額
				第2次分 D	予備費分 E	合計 F=D+E			
1 通常収支分	120,346	28,278	89,830	17,942	290	18,231	136,340	113.3%	136,627
2 東日本大震災分	28		73	7		7	80	286.0%	121
合 計	120,374	28,278	89,904	17,948	290	18,238	136,420	113.3%	136,748

(注) 通知額には、不用額及び平成30年度計画に計上した繰越額を含む。

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。